

(様式1)

調剤設備器具 (薬局)	
<p>※<input type="checkbox"/> イ. 液量器</p> <p><input type="checkbox"/> ロ. 温度計 (100度)</p> <p><input type="checkbox"/> ハ. 水浴</p> <p><input type="checkbox"/> ニ. 調剤台 (0.75m<sup>2</sup>程度、高さ80cm程度)</p> <p><input type="checkbox"/> ホ. 軟膏板</p> <p><input type="checkbox"/> ヘ. 乳鉢 (散剤用) 及び乳棒</p> <p><input type="checkbox"/> ト. はかり (感量10mg及び感量100mg)</p> <p><input type="checkbox"/> チ. ビーカー</p> <p><input type="checkbox"/> リ. ふるい器</p> <p><input type="checkbox"/> ス. へら (金属製及び角製又はこれに類するもの)</p> <p><input type="checkbox"/> ル. メスピペット</p> <p><input type="checkbox"/> ヲ. メスフラスコ又はメスシリンダー</p> <p><input type="checkbox"/> ワ. 薬匙 (金属製及び角製又はこれに類するもの)</p> <p><input type="checkbox"/> カ. ロート</p> <p>ヨ. 調剤に必要な書籍 (磁気ディスク可)</p> <p><input type="checkbox"/> (ア) 日本薬局方及びその解説に関するもの</p> <p><input type="checkbox"/> (イ) 薬事法関係法規に関するもの</p> <p><input type="checkbox"/> (ウ) 調剤技術等に関するもの</p> <p><input type="checkbox"/> (エ) 当該薬局で取扱う医薬品の添付文書に関するもの</p>	<p>検査済印</p>
<p>※ 小容量 (50cc未満) 及び中～高容量 (50cc以上) のものを各1つ以上備えることが望ましい。</p>	

(注) イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

同等以上の性質を有するか否かは、(別添)の表を用いて判断すること。

(別添)

	設備及び器具		性質
イ	液量器		一定量の計量
ロ	温度計 (一〇〇度)		温度測定 (環境、水温等)
ハ	水浴		医薬品を間接的に加温
ニ	調剤台		散剤、錠剤、水剤の調剤を行う専用の台
ホ	軟膏板		軟膏剤の混合
ヘ	乳鉢 (散剤用のもの) 及び乳棒		固体の粉碎、混和
ト	はかり (感量一〇ミリigramのもの及び 感量一〇〇ミリigramのもの)		散剤の秤量 感量10mg : 0.01g 単位の秤量 (小児科領域 等分量が少ない場合等) 感量 100mg : 0.1g 単位の秤量
チ	ビーカー		液剤の混合・攪拌
リ	ふるい器		錠剤粉碎時の篩過、コーティングの除去
ヌ	へら	金属製のもの	軟膏剤等の混合
		角製又はこれに類するもの	上記のうち、金属と反応性がある医薬品 (サリチル酸等) の混合
ル	メスピペット		少量液剤 (小児科領域等) の正確な計量
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー		液剤の一定程度の正確な計量
ワ	薬匙	金属製のもの	散剤等の秤量
		角製又はこれに類するもの	上記のうち、金属と反応性がある医薬品 (サリチル酸等) の秤量
カ	ロート		液体等を口径の小さい容器等に流下 液体と固体を濾過・分離